

○新温泉町景観形成等補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第91号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新温泉町景観形成条例(平成17年新温泉町条例第157号。以下「条例」という。)第14条第2項及び新温泉町景観形成条例施行規則(平成17年新温泉町規則第132号。以下「規則」という。)第6条の規定による指定区域内の景観形成及びまちづくりのため、必要な事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新温泉町補助金等交付規則(平成17年新温泉町規則第40号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 景観形成等 条例第10条第1項の規定により指定を受けた特別誘導区域内において建築物等の景観形成を図ること、及び条例第12条第3項の規定により指定を受けたまちづくり促進区域内においてまちづくりに資する整備を行うことをいう。

(補助対象・補助率等)

**第3条** 補助の対象・補助率等は、特別誘導区域内における景観形成に係る行為に関するものにあつては別表第1に、まちづくり促進区域内におけるまちづくりに係る行為に関するものにあつては別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する別表第1及び別表第2を変更する場合は、町長がまちづくり審議会に諮って変更するものとする。

(補助金の交付申請者及び交付申請)

**第4条** 補助金の交付を申請することができる者は、景観形成に係る行為を行おうとする建築物等の所有者又は占有者及びまちづくりのための行為をしようとする団体とする。

2 まちづくり促進に係る補助金の申請は、まちづくり促進区域指定申請書に添付した年次計画の区分に基づき年度ごとにこれを行わなければならない。

(補助対象物の適正管理)

**第5条** 補助の対象となった建築物等並びに指定区域内の土地、施設、設備又は花木等(以下「建築物等」という。)について権利を有する者は、当該建築物等が条例の目的達成に資するよう適正管理に努めなければならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の温泉町景観形成等補助金交付要綱(平成14年温泉町告示第23号)の規定によりなされた決定手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

特別誘導区域における景観形成に係る補助内容

区分	補助対象費用の内容	補助率	補助対象者	補助限度額 (千円)	備考
建築物	1 建築物の新築、改築、増築、修繕又は模様替えに伴う外観の修景に係る工事費	1 / 4	個人 法人 団体	1戸当たり 500	空き家、廃屋の修景補修を含む。
	2 門、さく、塀、垣の新設、増設、改修又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 / 4	個人 法人 団体	1戸当たり 250	木竹、生け垣等の自然素材活用を原則とする。
	3 その他建築物又は敷地の景観形成に相当と認められる外観の修景に係る工事費	1 / 4	個人 法人 団体	1戸当たり 250	敷地の緑化を含む。
工作物等	4 ポケットパークの新設又は改良整備費	1 / 3	地域団体	1箇所当たり 500	芝生、中・低木、花、ベンチ等の整備
	5 ストリートファニチャーの新設又は改良整備費	1 / 3	地域団体	1箇所当たり 500	ベンチ、縁台等の整備
	6 公共サインの新設又は改良整備費	1 / 3	地域団体	1箇所当たり 500	案内地図板、施設誘導板等の整備
	7 前3項のほか、共同施設として助成することが相当と認められる工作物の新設又は改良整備費	1 / 3	地域団体	1箇所当たり 500	ブロンズ像等の設置整備
	8 シングルサインの新設又は改良整備費	1 / 4	個人 法人 団体	1箇所当たり 100	看板等の意匠、色彩、照明等の整備
	9 ツインツリーの新設整備費	1 / 4	個人 法人 団体	1箇所当たり 250	中・高木の植栽、イルミネーション等の整備
	10 物品の屋外集積場等の修景緑化に係る整備費	1 / 4	個人 法人 団体	1箇所当たり 250	植樹、遮へい用の垣根等の整備

別表第2（第3条関係）

まちづくり促進区域におけるまちづくり促進に係る補助内容

（1） 補助の対象となる事業内容及び積算の基礎となる対象費用の単価限度額

区分	補助対象事業の内容及び費用の内訳	単価費用限度額 (千円)	備考
計画	1 まちづくり促進計画策定費用	1 区域 50	・ 5か年計画策定に係る調査、協議会の開催、計画書、図書等の作成等
建築物	2 建築物の新築、改築、増築、修繕又は模様替えに伴う外観の修景に係る工事費	1 戸当たり 1,000	・ 空き家、廃屋の修景補修を含む。 ・ 計画で通り（街路）の特定が必要。区域内全街路でも可
	3 門、さく、塀、垣の新設、増設、改修又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1 戸当たり 500	・ 木竹、生け垣等の自然素材活用を原則とする。 ・ 通り（街路）の特定について前項同
	4 その他建築物又は敷地の景観形成に相当と認められる外観の修景に係る工事費	1 戸当たり 500	・ 敷地の緑化を含む。 ・ 通り（街路）の特定について前項同
工作物等	5 緑地小公園の新設又は改良整備費	1 箇所当たり 1,000	・ 芝生、中・低木、花、ベンチ等の整備
	6 公共サインの新設又は改良整備費	1 箇所当たり 1,000	・ 名所旧跡・公共施設等の案内地区図板、誘導板等の整備
	7 前2項の他共同施設として補助することが相当と認められる工作物の新設又は改良整備費	1 箇所当たり 1,000	・ ブロンズ像等の設置整備
	8 シングルサインの新設又は改良整備費	1 箇所当たり 200	・ 街路灯改修、ライトアップ、イルミネーション等の設置整備 ・ まちづくり指針に示す意匠、色彩、照明等にそったものであること。
	9 物品の屋外集積場等の修景緑化に係る整備費	1 箇所当たり 500	・ 前各項に連動した取組であること。 ・ 植樹及び遮へい用の垣根等の整備
共同利用施設	10 町花・町木等回廊の整備に係る整備費	1 区域 1,000	・ 区域内道路の並木（町花・町木）道づくり（沿道住宅用地への植樹を含む。）
	11 水路、池の修景整備に係る整備費	1 区域 1,000	・ 親水公園、憩いの場づくりを目的とした整備 ・ 法面は自然石割石積施工とし、周囲の景観に調和する植栽を行うこと。

- (2) 補助率 前項の補助対象事業費（事業量に単位費用限度額を乗じたもの）の1／2
- (3) 補助限度額 まちづくり促進計画の各年次ごとの事業に係る補助対象事業費に補助率を乗じて得た額